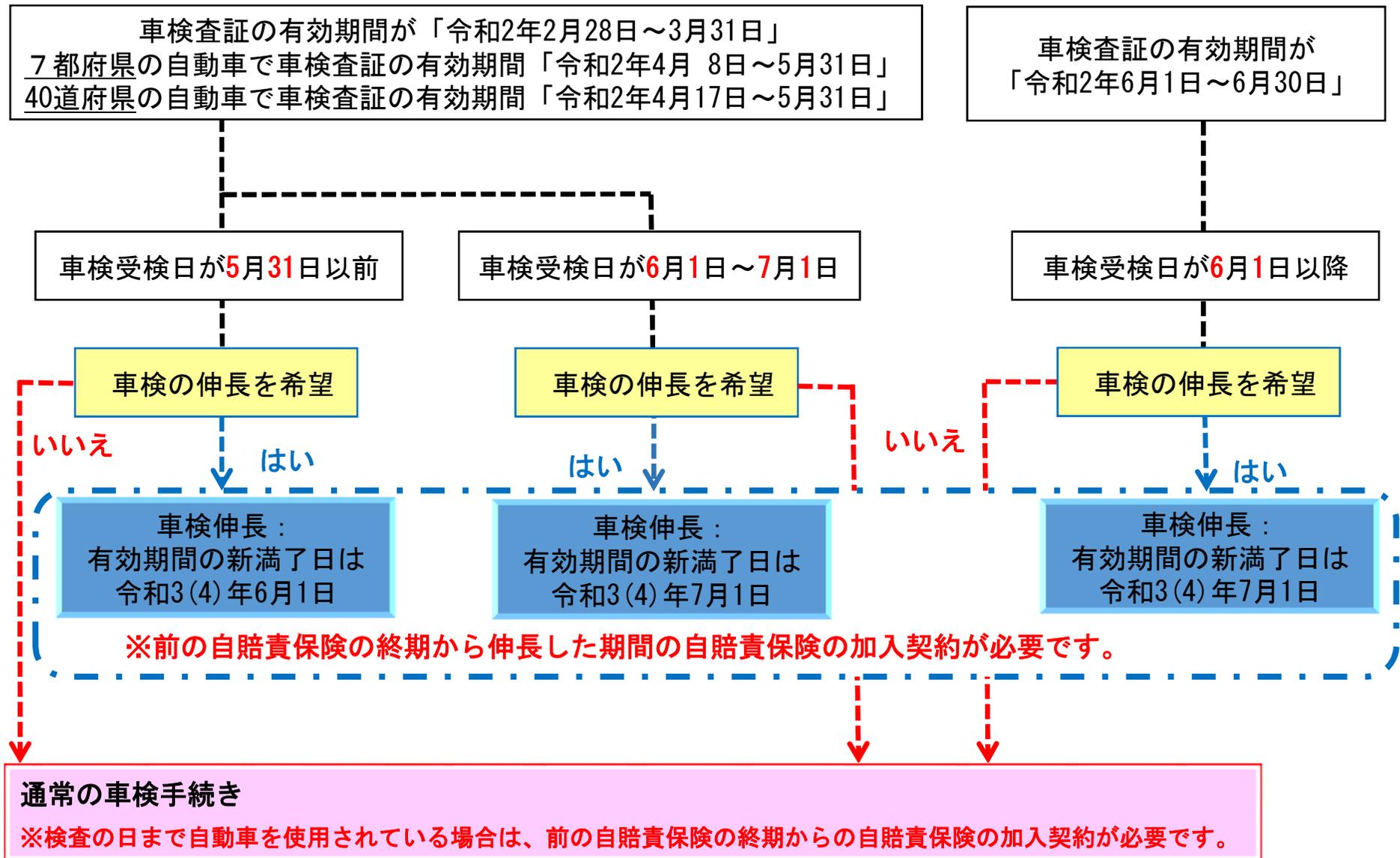


自動車検査証の伸長に係る有効期間について



④ 今回(R2.5.8)の措置内容

➤ 自動車検査証の伸長期間(全国47都道府県)

  が、有効期間の伸長対象となる自動車(①~③を含む)

  が、伸長される有効期間(令和2年7月1日)

有効期間(始)

令和2年6月1日
(平成32年6月1日)

有効期間(終)

令和2年6月30日
(平成32年6月30日)

伸長後の有効期間

令和2年7月1日
(平成32年7月1日)

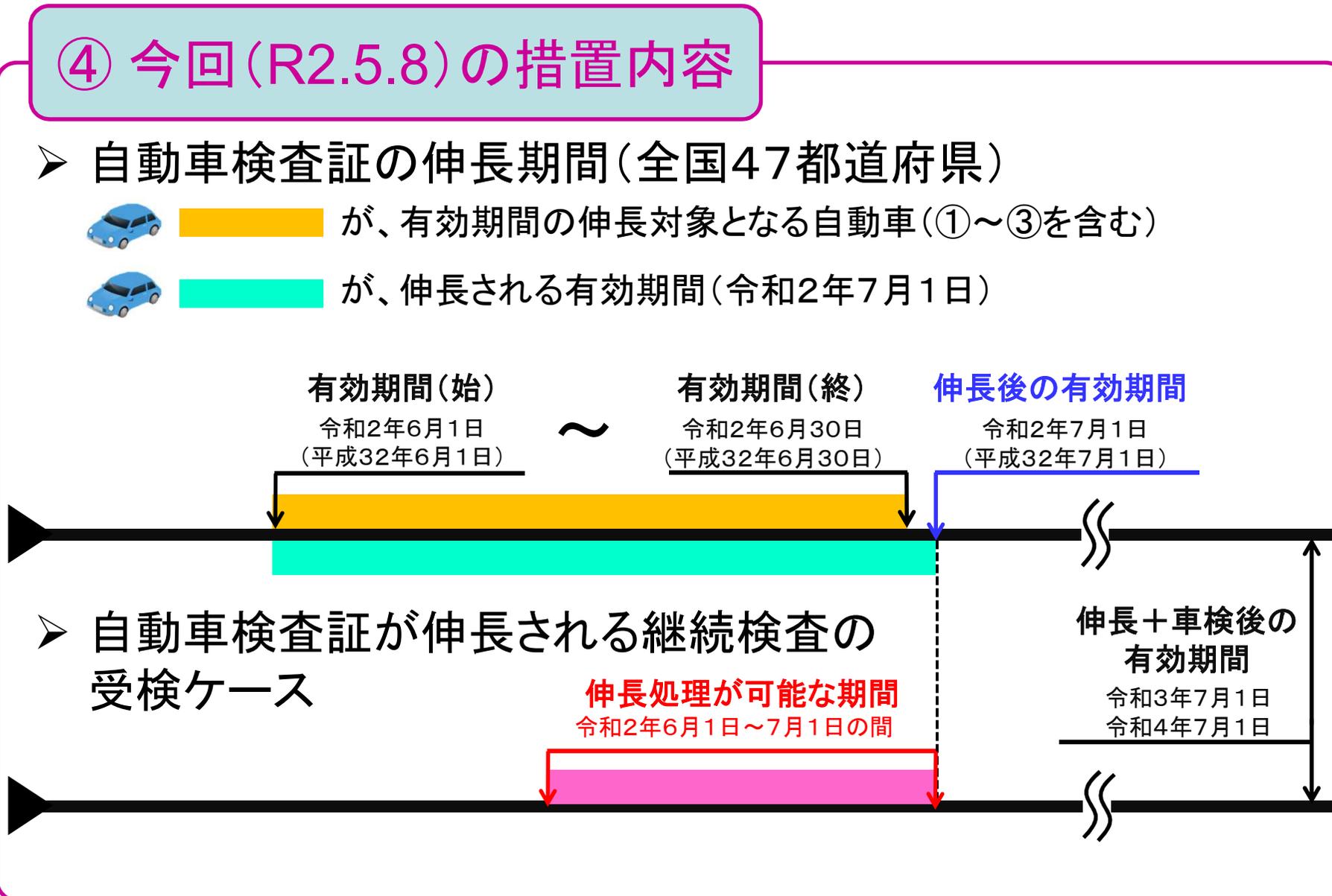
➤ 自動車検査証が伸長される継続検査の受検ケース

伸長処理が可能な期間

令和2年6月1日~7月1日の間

伸長+車検後の有効期間

令和3年7月1日
令和4年7月1日



③ (R2.4.16)の措置内容

➤ 自動車検査証の伸長期間(40道府県)

  が、有効期間の伸長対象となる自動車(①のものを含む)

  が、伸長される有効期間(令和2年6月1日)

有効期間(始)

令和2年4月17日
(平成32年4月17日)

有効期間(終)

令和2年5月31日
(平成32年5月31日)

伸長後の有効期間

令和2年6月1日
(平成32年6月1日)

➤ 自動車検査証が伸長される継続検査の受検ケース

伸長処理が可能な期間

令和2年5月1日～6月1日の間

伸長+車検後の有効期間

令和3年6月1日
令和4年6月1日

② (R2.4.7) の措置内容

➤ 自動車検査証の伸長期間(7都府県)

  が、有効期間の伸長対象となる自動車(①のものを含む)

  が、伸長される有効期間(令和2年6月1日)

有効期間(始)

令和2年4月8日
(平成32年4月8日)

～

有効期間(終)

令和2年5月31日
(平成32年5月31日)

伸長後の有効期間

令和2年6月1日
(平成32年6月1日)

➤ 自動車検査証が伸長される継続検査の受検ケース

伸長処理が可能な期間

令和2年5月1日～6月1日の間

伸長+車検後の有効期間

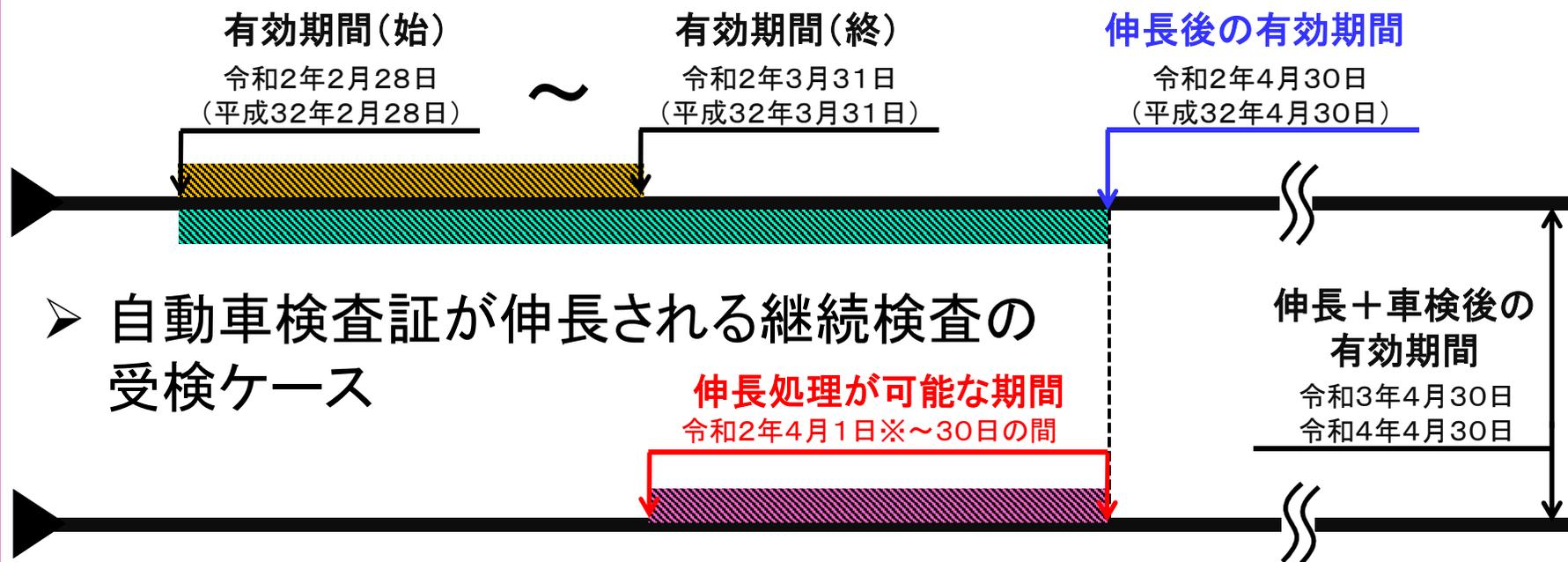
令和3年6月1日
令和4年6月1日

① (R2.2.28)の措置内容

➤ 自動車検査証の伸長期間(全国)

  が、有効期間の伸長対象となる自動車

  が、伸長される有効期間(令和2年4月30日)



➤ 自動車検査証が伸長される継続検査の受検ケース

※伸長の手続きは1ヶ月前(3月30日)から可能ですが、今回の伸長の主旨をふまえて、4月1日以降と記載させて頂きました。

有効期間の伸長手続きができる期間

➤ 7月1日までの伸長を希望される場合は、6月1日～7月1日の間に検査の申請が必要です。

 が、①、②、③の伸長対象となる自動車  が、今回の伸長対象となる自動車

 が、①、②、③の伸長処理が可能な期間  が、今回の伸長処理が可能な期間

有効期間①

令和2年2月28日～
令和2年3月31日

有効期間②、③

7都府県に使用の本拠: 令和2年4月8日～
40道府県に使用の本拠: 令和2年4月17日～
令和2年5月31日

有効期間④

令和2年6月1日～
令和2年6月30日

伸長後の有効期間①～③
令和2年6月1日

伸長後の有効期間①～④
令和2年7月1日

伸長処理が可能な期間①～③
令和2年5月1日※～5月31日の間

伸長処理が可能な期間①～④
令和2年6月1日※～7月1日の間

※5月1日～5月31日間の検査の申請であれば「6月1日」、6月1日～7月1日間の申請であれば「7月1日」を新たな有効期間満了日とすることが可能です。